

7 患者の補償はどうなっているのですか？



1996年、患者団体とチッソの協定調印式

1973年（昭和48）3月水俣病裁判で患者勝利の判決があり、その後の交渉をもとに、同年7月患者とチッソの間に補償協定が結ばれました。この協定によって、認定患者に対しチッソから慰謝料として1,600～1,800万円の一時金が支払われています。そのほかに年金・医療費・介護費・葬祭料・温泉治療費・はり灸治療費などが支払われています。また、チッソが積み立てた基金の利子で、おむつ手当・介添え手当・香典・マッサージ治療・通院のための交通費などが支払われています。

熊本・鹿児島両県は水俣病総合対策事業により、認定申請中ではない人で四肢末端の感覚障害がある、魚介類の多食が認められるなどの要件に該当する人に、医療費の自己負担分と療養手当（月額17,200～23,500円：2000年11月現在）を支払っています。

1995年（平成7）の政府解決策により、医療事業の対象者及びそれと同等と見なされた死亡者は、今後補償を巡る紛争を起さないことを条件に、1996年（平成8）チッソと協定を結び、一時金260万円を受け取りました。